

組織変更計画

相互会社から株式会社への組織変更に関する計画

第一生命保険相互会社

目次

はじめに.....	2
1. 用語の定義.....	2
2. 組織変更の目的.....	2
3. 組織変更の日程.....	3
4. 新会社の概要.....	4
5. 組織変更後における保険契約者の権利に関する事項.....	5
6. 新会社における契約者配当の方針.....	5
7. 当会社の社員に対する株式の割当て.....	7
8. 整数株式の交付.....	8
9. 端数部分相当の金銭の支払.....	9
10. 住所が不明である場合等への対応.....	9
11. 組織変更剰余金額に関する事項.....	10
12. 基金の償却に関する事項.....	10
別紙資料	

はじめに

この組織変更計画は、第一生命保険相互会社の相互会社から株式会社への組織変更(いわゆる「株式会社化」)に関して、その計画の内容を規定するものです。

1.用語の定義

この計画において用いる各用語の定義は、次のとおりです。

- (1)「当会社」とは、株式会社への組織変更を行う前の第一生命保険相互会社をいいます。
- (2)「新会社」とは、株式会社への組織変更を行った後の第一生命保険株式会社をいいます。
- (3)「社員」とは、当会社の有配当保険契約(剰余金の分配のある保険契約)の保険契約者をいいます。なお、当会社の無配当保険契約(剰余金の分配のない保険契約)のみの保険契約者は、社員には該当しません。
- (4)「効力発生日」とは、株式会社への組織変更がその効力を生ずる日をいい、後記「3.組織変更の日程」(5)において定める日を意味するものとします。
- (5)「補償基準日」とは、株式会社への組織変更に伴う株式の割当計算の対象となる社員を確定するための基準日をいい、後記「3.組織変更の日程」(1)において定める日を意味するものとします。
- (6)「割当株式数」とは、後記「7.当会社の社員に対する株式の割当て」(3)において定める方法によって計算される数をいいます。
- (7)「整数株式」とは、割当株式数のうち、1株以上の整数部分につき新たに発行する株式をいいます。
- (8)「端数部分」とは、割当株式数のうち、1株未満の端数部分(小数点以下の部分)をいいます。
- (9)「法」とは、保険業法をいいます。
- (10)「規則」とは、保険業法施行規則をいいます。

2.組織変更の目的

当会社は、創立以来掲げてきた「ご契約者第一主義」という経営理念の下、お客さま一人ひとりの一生涯にわたる生活設計のコンサルティングと、そのための手段を提供していくという「生涯設計」、お客さま本位の視点から業務の革新を図るという「経営品質の向上」に取り組んでまいりました。さらに、平成17年度からは、お客さま満足のさらなる向上を目指し、「生涯設計」と「経営品質の向上」の取組みを進化させ、コーポレートブランド(企業価値)の向上に向けた取組みを開始しました。平成18年9月には、こうした取組みの達成水準と達成スピードを飛躍的に高めるために「第一生命 品質保証新宣言」を発信しました。

一方、わが国の人口動態等の変化によって、生命保険市場における競争は一段と激化することが予想されます。このような認識のもと、当会社が株式会社への組織変更を行う目的は、より柔軟な経営戦略を取り得る株式会社に組織形態を変更し、持続的な成長を実現することで、当会社が「品質保証新宣言」でお約束している「品質」を長期的に提供し続け、お客さまに信頼され

選ばれる会社であり続けるためです。

併せて、市場の規律に基づく透明性のより一層高い経営を目指すべく、新会社の株式を早期に東京証券取引所へ上場することを予定しています。

3. 組織変更の日程

当会社は効力発生日をもって組織変更し、株式会社となる予定であり、その主な日程は次のとおりです。

(1) 補償基準日の設定および公告

当会社は、株式の割当てを受ける社員に対して、効力発生日において新会社の株式を発行するために必要となる期間(株式の割当計算に要する期間および各社員に株式等を交付するために必要な準備期間)を考慮して、平成20年12月25日開催の取締役会において平成21年3月31日を補償基準日と定め、平成20年12月26日付けの日本経済新聞および同日付けの官報において、この補償基準日について公告しました。

(2) 組織変更に関する取締役会決議および総代会への付議

当会社の取締役会は、平成21年6月5日にこの組織変更計画を承認し、第108回定時総代会においてこの計画の承認を付議することを決議しました。

(3) 組織変更に関する書類の備置き

当会社および新会社は、法第87条に基づき、前記(2)に記載の総代会の会日の2週間前の日から効力発生日後6カ月を経過する日までの間、この組織変更計画の内容、組織変更に関する議案の内容等について記載した書面を本社(新会社においては本店)に備え置きます。

(4) 相互会社から株式会社への組織変更に係る公告

この組織変更計画につき前記(2)に記載の総代会の決議による承認を受けた場合、当会社は、法第88条第2項の規定に基づき、遅滞なく、官報および当会社の定款に定める方法により、組織変更をする旨、新会社の商号および住所、当会社の保険契約者その他の債権者が平成21年12月28日までに組織変更について異議を述べることができる旨等について公告します。

(5) 組織変更の効力発生日

当会社は、法第96条の10の規定に基づく認可を得ることを前提として、効力発生日である平成22年4月1日に株式会社である新会社となります。ただし、当会社は、不測の事態が生じたときは、あらかじめ、延期後の効力発生日について当会社の定款に定める方法により公告した上で、平成23年4月1日までの日で当会社の取締役会が定める日に効力発生日を延期する場合があります。

(6) 株式の発行

新会社は、後記「7.当会社の社員に対する株式の割当て」の記載にしたがって株式の割当てを受ける社員に対し、効力発生日において、後記「4.新会社の概要」(1)の記載のとおり、株式を発行します。

(7) 相互会社から株式会社への組織変更後の公告

組織変更が行われた場合には、新会社は、法第96条の15および第82条の規定に基づき、組織変更の後、遅滞なく、組織変更が行われたこと、ならびに前記(4)に記載の債権者の異議申立手続の経過および効力発生日について、新会社の定款に定める方法により公告します。

なお、前記(4)に記載の公告をした後、組織変更を行わないこととなった場合にも、当会社は、その旨を公告します。

(8) 株式の上場

当会社は、東京証券取引所への新会社株式の上場を申請し、効力発生日以後速やかに上場することを目指します。

4. 新会社の概要

新会社の概要は、以下のとおりです。

(1) 新会社の概要

商号	新会社の商号は、「第一生命保険株式会社」とします。
本店の所在地(注1)	新会社は、本店を東京都千代田区に置きます。
目的(注1)	新会社は、次に掲げる業務を行うことを目的とします。 生命保険業 他の保険会社(外国保険業者を含む。)その他金融業を行う者の業務の代理または事務の代行、債務の保証その他の前号の業務に付随する業務 国債、地方債または政府保証債の売買、地方債または社債その他の債券の募集または管理の受託その他の保険業法により行うことのできる業務および保険業法以外の法律により生命保険会社が行うことのできる業務 前各号に掲げる業務に付帯関連する事項
当会社の社員に対する割当てにより発行する株式の数	当会社の社員に対する割当てにより発行する新会社の株式の数は、1,000万株(普通株式)とします。
発行可能株式総数(注2)	新会社の発行可能株式総数は、4,000万株とし、各種の株式の発行可能株式総数は次のとおりとします。 普通株式 4,000万株 甲種類株式 100万株
新会社の資本金および準備金に関する事項	新会社は、資本金を2,102億円とし、資本準備金として2,102億円を積み立てます。また、組織変更時における当会社の損失てん補準備金は、新会社の利益準備金として積み立てます。

(注1)「本店の所在地」と「目的」は、当会社のものから変更はありません。

(注2)「発行可能株式総数」とは、新会社が発行することができる株式の総数を意味します。資本調

達の手段の多様性およびその機動性の確保という観点から、種類株式の発行可能株式総数およびその内容の要綱について新会社の定款に記載していますが、組織変更の効力発生日に新会社が種類株式を発行するものではありません。

(2) 新会社の定款

新会社の定款は、別紙資料「1. 新会社の定款」のとおりとします。

(3) 新会社の取締役の氏名

新会社の取締役の氏名は、別紙資料「2. 新会社の取締役の氏名」のとおりです。

(4) 新会社の監査役の氏名

新会社の監査役の氏名は、別紙資料「3. 新会社の監査役の氏名」のとおりです。

(5) 新会社の会計監査人の名称

新会社の会計監査人の名称は、別紙資料「4. 新会社の会計監査人の名称」のとおりです。

5. 組織変更後における保険契約者の権利に関する事項

(1) 保険契約上の権利

当会社との間で締結された保険契約の保険約款に規定する権利は、組織変更後も変更ありません。

なお、社員配当に関する権利は、組織変更後、契約者配当に関する権利となります。当会社は、保険契約者の契約者配当に対する合理的期待が損なわれないことがないよう、後記「6. 新会社における契約者配当の方針」に記載のとおり、組織変更後の契約者配当の方針を定めません。

(2) 当会社の社員としての権利

総代を選出する権利等の当会社の社員としての権利は、組織変更に伴い消滅します。

ただし、後記「8. 整数株式の交付」の記載にしたがって1株以上の株式の交付を受けた社員は、組織変更に伴い新会社の株主となり、会社法に規定する株式会社の株主としての権利を有することとなります。

6. 新会社における契約者配当の方針

(1) 概要

当会社は、保険契約者の契約者配当に対する合理的期待が損なわれないことがないよう、組織変更後の契約者配当の方針を次のとおり定めます。

新会社は、毎事業年度末日ごとに、有配当保険に係る損益に基づいて、契約者配当の対象となる金額を算出します。この金額に相互会社に適用される社員配当準備金および社員配当平衡積立金の積立割合（規則第30条の6、現在は100分の20）と同じ割合を乗じて得られる

額以上の額を、契約者配当準備金に繰り入れ、契約者配当の原資とします。

契約者配当準備金に繰り入れられた金額は、保険契約の特性に応じて設定された商品区分ごとの損益状況に基づき各商品区分に割り当てられ、各商品区分に属する保険契約の保険契約者に対して、保険約款に定められた方法により分配されます。

(2) 契約者配当の対象となる金額を定めるための区分の設定

新会社は、契約者配当の対象となる金額を定めるため、次のとおり有配当保険の区分、無配当保険の区分および保険以外の区分を設定し、毎事業年度の損益をそれぞれの区分ごとに計算します。なお、各区分の損益は、組織変更後に新たに締結する保険契約に係る損益を併せて計算します。また、組織変更後に保険種類が新設される場合には、その保険契約の契約者配当の有無にしたがって、その損益を有配当保険の区分または無配当保険の区分に含めることとしますが、新たな区分を設定する場合があります。

区分	対象となる損益
有配当保険の区分	契約者配当を行う保険契約(有配当特約を含む)に係る損益
無配当保険の区分	契約者配当を行わない保険契約(無配当特約を含む)に係る損益
保険以外の区分	保険契約に係る損益以外の損益

(3) 契約者配当の対象となる金額の計算方法

契約者配当の対象となる金額は、保険契約に係る損益のうち、毎事業年度末日において、有配当保険の区分に属する損益に基づいて計算した契約者配当準備金への繰入額を計上する前の当期純利益相当額から、その区分における(イ)会社法および法務省令(会社計算規則第158条第1号)において、分配可能額の計算上減ずるべき額のうち、のれん等調整額と資本等金額等との差額に応じて算出される額に相当する額ならびに(ロ)契約者配当準備金の取崩額が事業年度末日の利益剰余金に含まれる場合におけるその取崩額を控除した金額とします。

前記の有配当保険の区分に属する損益および保険以外の区分に属する損益には、損益計算書上のこれらの区分に属する損益のほか、有配当保険の区分と保険以外の区分との間で授受する金額(有配当保険に係る保険事故の発生その他の理由により当該事業年度末日後に発生し得る危険であって通常の前測を超えるものに対する準備のために、新会社が合理的と判断する基準にしたがって計算した金額等)に係る損益を含めるものとします。

なお、有配当保険の区分の損益と契約者配当の対象となる金額との間には、次の算式の関係が成り立ちます。

規則第30条の6
(積立割合)
で定められる比率

(契約者配当準備金繰入額)

$$\left\{ \begin{array}{l}
 \text{(有配当保険の区分の当期純利益相当額)} \\
 + \text{(契約者配当準備金繰入額)} \\
 - \text{((イ)会社法および法務省令(会社計算規則第158条第1号)において、分配可能額の計算上減ずるべき額のうち、のれん等調整額と資本等金額等との差額に応じて算出される額に相当する額)} \\
 - \text{((ロ)契約者配当準備金の取崩額が事業年度末日の利益剰余金に含まれる場合におけるその取崩額)}
 \end{array} \right\}$$

7. 当会社の社員に対する株式の割当て

(1) 概要

当会社は、法第 90 条第 1 項の規定に基づき、後記(2)に記載の社員に対し、後記(3)に記載のとおり、社員ごとの寄与分に応じて新会社の株式を割り当てます。

社員ごとの寄与分は、その社員が当会社と締結している補償基準日において有効な有配当保険契約ごとの寄与分の合計額とします。この寄与分とは、当会社の純資産等(会社に蓄積される内部留保等)の形成に対するその保険契約の寄与の度合いであり、保険種類、契約時期、保険金額や保険料等の契約内容に応じて、後記(4)に記載の方法により、法および規則に基づき計算されます。

(2) 株式の割当計算の対象となる社員

株式の割当計算は、補償基準日現在の当会社の社員名簿に記載されている社員を対象とします。

ただし、社員への株式の割当ては、その寄与分の大きさに応じて決まるため、補償基準日現在の当会社の社員名簿に記載されている社員であっても、株式の割当てがないこともあります。

(3) 割当株式数の計算方法

前記(2)の社員ごとの割当株式数は、組織変更に際して社員に対する割当てにより発行する株式の総数 1,000 万株を、社員それぞれの寄与分割合(後記(4)の方法にしたがって計算した全社員の寄与分の総額に対するそれぞれの社員の寄与分の比率)に応じて割り振った数(小数点第 3 位以下を切上げ)とします。なお、寄与分割合のない社員に対しては、株式の割当ては行われません。

(4) 寄与分の計算方法

社員の寄与分の計算

前記(2)の社員ごとの寄与分は、規則第 44 条第 1 項の規定に基づき、その社員が当会社と締結している補償基準日において有効な有配当保険契約ごとの寄与分の合計額とします。

保険契約ごとの寄与分の計算

有配当保険契約ごとの寄与分は、規則第 44 条第 2 項の規定に基づき、補償基準日時点において次のように計算した金額とします。

商品の特性に応じて当会社が設定した区分ごとに、保険料および保険料として収受した金銭を運用することによって得られた収益の合計額から、保険金、返戻金その他の給付金の支払、事業費の支出その他の支出(配当金および税金の支出を含みます。)に充てられた額および保険契約上の債務を履行するために確保すべき資産の額を控除した額を、それぞれの区分に属する有配当保険契約ごとにその責任準備金、保険金、保険料その他の基準となる金額に応じて計算した金額とします。

この計算において、保険契約上の債務を履行するために確保すべき資産の額については、商品の特性に応じて当社が合理的と判断する将来の見通しおよび割引率等に基づき計算します。ただし、この確保すべき資産の額は、有配当保険契約ごとに補償基準日における解約返戻金相当額を下限とします。

以上の計算の結果が負値となる有配当保険契約については、寄与分をゼロとします。

また、有配当保険契約のうち、個人保険および個人年金保険については、主契約および特約のそれぞれについて上記の計算を行い、その結果が負値となる主契約または特約についてはその額をゼロとして、保険契約単位で合計した額を有配当保険契約ごとの寄与分とします。

8. 整数株式の交付

(1) 整数株式の交付

新会社の株式を証券取引所に上場した場合の取扱い

新会社は、各社員より通知されたその社員名義の証券口座に記録する方法により、整数株式の割当てを受ける社員に整数株式を交付します。

なお、整数株式の割当てを受ける社員が証券口座を有していない場合でも、可能な限り簡易な手続きで証券口座の開設ができるように、野村証券株式会社における新会社専用の証券口座の開設についてのお手続きを、別途ご案内します。

新会社の株式を証券取引所に上場しなかった場合の取扱い

効力発生日から1年以内に新会社が株式を上場できない見込みとなった場合には、前記の取扱いではなく、株主名簿に記載または記録する方法により、整数株式を交付します。

(2) 整数株式相当の金銭の受取り希望の取扱い

当社は、社員の利便性確保の視点から、整数株式の割当てを受ける社員が、その希望により、前記(1)の整数株式の受取りに代えて、割当てを受けた整数株式すべての売却を当社に対して委託することによって、その整数株式相当の金銭を受け取ることを可能とする取扱いを実施します(割当てを受けた整数株式の一部分だけの売却を当社に対して委託することはできません)。

整数株式の売却方法および金銭の支払

この整数株式の売却方法は、後記「9. 端数部分相当の金銭の支払」に記載の方法と同様とします。新会社は、この整数株式の売却完了後、遅滞なく、売却を委託した各社員名義の銀行口座に整数株式の売却代金から送金費用(500円を上限とした実費)を差し引いた額を送金します。

整数株式相当の金銭の受取り希望の取扱いの制限

効力発生日から1年以内に上場ができない見込みとなった場合には、この取扱いを行ない

ません。また、有価証券市場の情勢によりこの取扱いによるすべての売却が困難であると当社または新会社が判断した場合には、この取扱いを制限することがあります。

9. 端数部分相当の金銭の支払

(1) 端数部分相当の金銭の支払

端数部分については、その合計数につき新たに発行される株式を、法第90条第3項の規定に基づき、後記(2)に記載の方法により売却します。その後、新会社は、遅滞なく、端数部分の割当てのある社員に対し、売却価格にその端数部分の数を乗じて得られた額の金銭を支払います(1円未満が生じた場合には切り上げます)。

(2) 株式の売却方法および売却価格

端数部分の合計数につき新たに発行される株式の売却は、以下の方法により行われますが、いずれの方法による場合でも、株式の売却価格は、法第90条第3項に規定する手続きにしたがい、裁判所の許可を得た方法により決定されます。

新会社の株式を証券取引所に上場した場合の取扱い

新会社は、効力発生日以後速やかにその株式を東京証券取引所に上場することを目指しており、株式を上場することとなった場合には、端数部分の合計数につき新たに発行される株式の売却は、上場に伴う売出しの方法により行う予定です。

この売出しは、引受証券会社を通じて、ブックビルディング方式(需要積み上げ方式)により決定される価格で行われます(その際の価格を売出価格といいます)。

この売出しの手順は、まず新会社が、売出しをする引受証券会社に、端数部分の合計数につき新たに発行される株式を売却します。その上で、引受証券会社は、この株式を売出価格で投資家に対して売り出します。売出価格から引受証券会社が受領する手取金額を差し引いた額が、新会社から引受証券会社に対する売却の際の売却価格となります。

新会社の株式を証券取引所に上場しなかった場合の取扱い

効力発生日から1年以内に株式の上場ができない見込みとなった場合には、新会社は、速やかに、一般に公正妥当とされる方法(注3)により決定される売却価格で、投資家に対して、端数部分の合計数につき新たに発行される株式を売却する予定です。

(注3)一般に公正妥当とされる方法としては、類似会社比較法、類似取引比較法、純資産価額法およびディスカウント・キャッシュ・フロー法等が考えられます。

10. 住所が不明である場合等への対応

(1) 各種通知の送付等

当会社または新会社は、各社員に対する組織変更に係る各種通知等および手続きの案内を当会社および新会社の知り得た最後の住所宛てに行います。

(2) 整数株式の交付

前記(1)の取扱いにもかかわらず、社員の住所が不明である場合その他の理由によって、当社が定める期限までに、整数株式の割当てを受ける社員よりその社員名義の証券口座の通知または前記「8.(2) 整数株式相当の金銭の受取り希望の取扱い」に記載の取扱いによることを希望する旨の通知を受けられなかった場合には、整数株式は、当社がみずほ信託銀行株式会社に開設する特別口座に記録することにより、その社員に交付されます。

(3) 金銭の支払

前記(1)の取扱いにもかかわらず、社員の住所が不明である場合その他の理由によって、当社または新会社が前記「8.(2) 整数株式相当の金銭の受取り希望の取扱い」および「9. 端数部分相当の金銭の支払」に記載された金銭をその社員に支払うことができなかった場合は、その社員による新会社への書面による申出に基づき、これを支払います。

ただし、割当てを受けた社員から売却の委託を受けた整数株式または端数部分の合計数につき新たに発行される株式の売却の日から10年を経過するまでに、前記の書面による申出がなされない場合、当社または新会社において、合理的な住所の調査および書面による申出の勧奨を実施することを前提として、法令に基づき、前記の金銭を支払わないことがあります。

なお、効力発生日から1年を経過した場合には、前記の書面による申出先を新会社の株主名簿管理人とすることがあります。

11. 組織変更剰余金額に関する事項

組織変更剰余金額は、法第91条の規定に基づいて計算された結果、117,776,282,862円となります。

なお、組織変更剰余金額とは、当社の純資産のうち、過去の退社員がその形成に寄与したとみなされる金額をいい、法第91条第2項の規定に基づき、新会社の株主配当金を支払う際に、一定の制限となります。

12. 基金の償却に関する事項

当社には、平成21年3月31日現在、償却を終わっていない基金が1,200億円あります。

このうち200億円については、基金拠出契約の償還方法の規定にしたがい同年8月に償却します。残りの1,000億円については、当社の取締役会において償却する日を定め、基金拠出契約中の期限前償還の規定にしたがい、法第89条の規定に基づき、効力発生日までにその全額を償却します。

以 上

1. 新会社の定款

第1章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、第一生命保険株式会社と称し、英文では、The Dai - ichi Life Insurance Company, Limited と表示する。

(目的)

第 2 条 当社は、次に掲げる業務を行うことを目的とする。

(1)生命保険業

(2)他の保険会社(外国保険業者を含む。)その他金融業を行う者の業務の代理または事務の代行、債務の保証その他の前号の業務に付随する業務

(3)国債、地方債または政府保証債の売買、地方債または社債その他の債券の募集または管理の受託その他の保険業法により行うことのできる業務および保険業法以外の法律により生命保険会社が行うことのできる業務

(4)その他前各号に掲げる業務に付帯または関連する事項

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。

(公告方法)

第 4 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

(機関)

第 5 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置くものとする。

(1)取締役会

(2)監査役

(3)監査役会

(4)会計監査人

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、4,000万株とし、各種類の株式の発行可能株式総数は次のとおりとする。

普通株式 4,000万株

甲種類株式 100万株

(単元株式数)

第 7 条 当社の単元株式数は、普通株式および甲種類株式のそれぞれにつき1株とする。

2. 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次の各号に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2)会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

(3)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受け

る権利

(自己の株式の取得)

第 8 条 当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(株主名簿管理人)

第 9 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第 10 条 当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第 11 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

2. 前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第 3 章 種 類 株 式

(甲種類株式への剰余金の配当)

第 12 条 当社は、剰余金の配当(中間配当を含む。)を行うときは、甲種類株式を有する株主(以下「甲種類株主」という。)または甲種類株式の登録株式質権者(以下「甲種類登録質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)または普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録質権者」という。)に先立ち、甲種類株式 1 株につき 5 万円を上限として、当該甲種類株式の発行に際して取締役会の決議で定める額の金銭による剰余金の配当(かかる配当により支払われる金銭を以下「優先配当金」という。)を行う。

2. ある事業年度において甲種類株主または甲種類登録質権者に対して支払う剰余金の配当の額が、優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

3. 甲種類株主または甲種類登録質権者に対しては、優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。

(甲種類株式への残余財産の分配)

第 13 条 当社の残余財産を分配するときは、甲種類株主または甲種類登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、甲種類株式 1 株につき 50 万円を支払う。

2. 甲種類株主または甲種類登録質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配を行わない。

(甲種類株主の議決権)

第 14 条 甲種類株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先配当金が交付される旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその総会から、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時から、優先配当金が支払われる旨の決

議がある時までは議決権を有する。

(株式の分割または併合等)

第 15 条 当社は、甲種類株式については、株式の分割または併合を行わない。

2. 当社は、甲種類株主には、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。また、当社は、甲種類株主には、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当てを行わない。

(甲種類株式の取得)

第 16 条 当社は、取締役会が別に定める日が到来したときは、その日に残存する甲種類株式の全部または一部を取得し、これと引き換えに、甲種類株式 1 株につき甲種類株式の発行に際して、取締役会の決議で定める市場実勢等を勘案して妥当と認められる価額に相当する金銭を甲種類株主に交付する。なお、一部を取得するときは、抽選または按分比例の方法によりこれを行う。

第 4 章 株 主 総 会

(招集)

第 17 条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日から 3 か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時招集する。

(招集権者および議長)

第 18 条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第 19 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第 20 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 21 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

(種類株主総会)

第 22 条 第 18 条、第 19 条および第 21 条の規定は、種類株主総会についてこれを準用する。

2. 第 20 条第 1 項の規定は、会社法第 324 条第 1 項の規定による種類株主総会の決議にこ

れを準用する。

3. 第 20 条第 2 項の規定は、会社法第 324 条第 2 項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。
4. 当社が、会社法第 322 条第 1 項各号に掲げる行為をする場合については、法令に別段の定めがある場合を除き、甲種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

第 5 章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第 23 条 当社の取締役は、20 名以内とする。

(取締役の選任方法)

第 24 条 取締役は、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

- 第 25 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 26 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役副会長、取締役社長各 1 名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

- 第 27 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。
2. 取締役会長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

- 第 28 条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。
2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第 29 条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該事項について議決に加わることができる取締役の全員が書面または電磁的記録により当該提案につき同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該提案について異議を述べたときを除く。

(取締役会規程)

第 30 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取

締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第 31 条 取締役の報酬その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除・限定)

第 32 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第 423 条第 1 項の責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、会社法第 423 条第 1 項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、2,000 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第 6 章 監査役および監査役会

(監査役の員数)

第 33 条 当会社の監査役は、5 名以内とする。

(監査役の選任方法)

第 34 条 監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第 35 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(補欠監査役の予選の効力)

第 36 条 補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議において短縮がされない限り、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(常勤の監査役および常任監査役)

第 37 条 監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定する。

2. 監査役の互選により常任監査役を置くことができる。

(監査役会の招集通知)

第 38 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規程)

第 39 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第 40 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除・限定)

第 41 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第 423 条第 1 項の責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、会社法第 423 条第 1 項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、2,000 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第 7 章 会計監査人

(会計監査人の選任方法)

第 42 条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(会計監査人の任期)

第 43 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 44 条 会計監査人の報酬等は、監査役会の同意を得て取締役会の決議によって定める。

第 8 章 計 算

(事業年度)

第 45 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第 46 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

2. 当社は、前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第 47 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。

(剰余金の配当の除斥期間等)

第 48 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 5 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。

2. 剰余金の配当には利息を付けない。

第 9 章 契約者配当

(契約者配当に係る方針)

第 49 条 当社は、契約者配当を行う保険契約に関し、契約者配当を分配するための準備金として、契約者配当準備金を毎事業年度末日に積み立てる。

2. 前項の契約者配当準備金への繰入額は、当該事業年度末日における契約者配当の対象となる金額に一定の比率を乗じた額以上の額であることを要するものとする。契約者配当の対象となる金額は、保険契約に係る損益のうち、契約者配当を行う保険契約を区分して計算した当期純利益(ただし、契約者配当準備金への繰入額を計上する前の金額とする。)相当額から、当該区分における(イ)会社法および法務省令において、分配可能額の計算上減ずるべき額のうち、のれん等調整額と資本等金額等との差額に応じて算出される額に相当する額ならびに(ロ)契約者配当準備金の取崩額が事業年度末日の利益剰余金に含まれる場合における当該取崩額を控除した金額とする。
3. 前項の一定の比率は、保険業法第55条の2第2項および第3項の規定に基づき保険業法施行規則で定められる比率とする。

第10章 雑 則

(組織変更剰余金額)

第50条 当社の組織変更剰余金額は、117,776,282,862円とする。なお、組織変更剰余金額は、保険業法上の所定の手続きを経ることにより、減額することができる。

附 則

(組織変更後最初に開催する定時株主総会の基準日に関する経過措置)

- 第1条 第11条第1項の規定にかかわらず、当社の組織変更の効力発生日後最初に開催する定時株主総会の議決権の基準日は、別途公告する日とする。
2. 本条の規定は、当社の組織変更の効力発生日後最初に開催する定時株主総会の終結の時をもって自動的に削除される。

(組織変更直前の事業年度に係る期末配当の基準日に関する経過措置)

- 第2条 第46条第1項の規定にかかわらず、当社の組織変更の効力発生日の属する事業年度の直前の事業年度に係る期末配当の基準日は、別途公告する日とする。
2. 本条の規定は、当社の組織変更の効力発生日後最初に開催する定時株主総会の終結の時をもって自動的に削除される。

(取締役の報酬等に関する経過措置)

- 第3条 第31条の規定にかかわらず、取締役の報酬等は、株主総会において別段の決議がされない限り、年額8億4,000万円以内とする。
2. 本条の規定は、取締役の報酬等に関する議案が承認された株主総会のうち最初のものの終結の時をもって自動的に削除される。

(監査役の報酬等に関する経過措置)

- 第4条 第40条の規定にかかわらず、監査役の報酬等は、株主総会において別段の決議がされない限り、年額1億6,800万円以内とする。
2. 本条の規定は、監査役の報酬等に関する議案が承認された株主総会のうち最初のものの終結の時をもって自動的に削除される。

2. 新会社の取締役の氏名

森	田	富治郎
斎	藤	勝利
大	磯	公男
麻	崎	秀人
久	米	信介
渡	邊	光一郎
矢	島	良司
石	井	一真
露	木	繁夫
浅	野	友靖
武	山	芳夫
南		直哉
船	橋	晴雄

3. 新会社の監査役の氏名

今	野	照雄
皆	川	雅紀
大	森	政輔
北	島	義俊
和	地	孝

4. 新会社の会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人